

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 税政課

法令名	佐賀県証紙代金収納計器取扱規則	法令番号	昭和46年規則第67号	
手続名	計器取扱人の指定の取消し	根拠条項	第6条	
処分基準	第6条第1項又は第2項に該当すること。			
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 佐賀県税事務所	交付機関 佐賀県税事務所